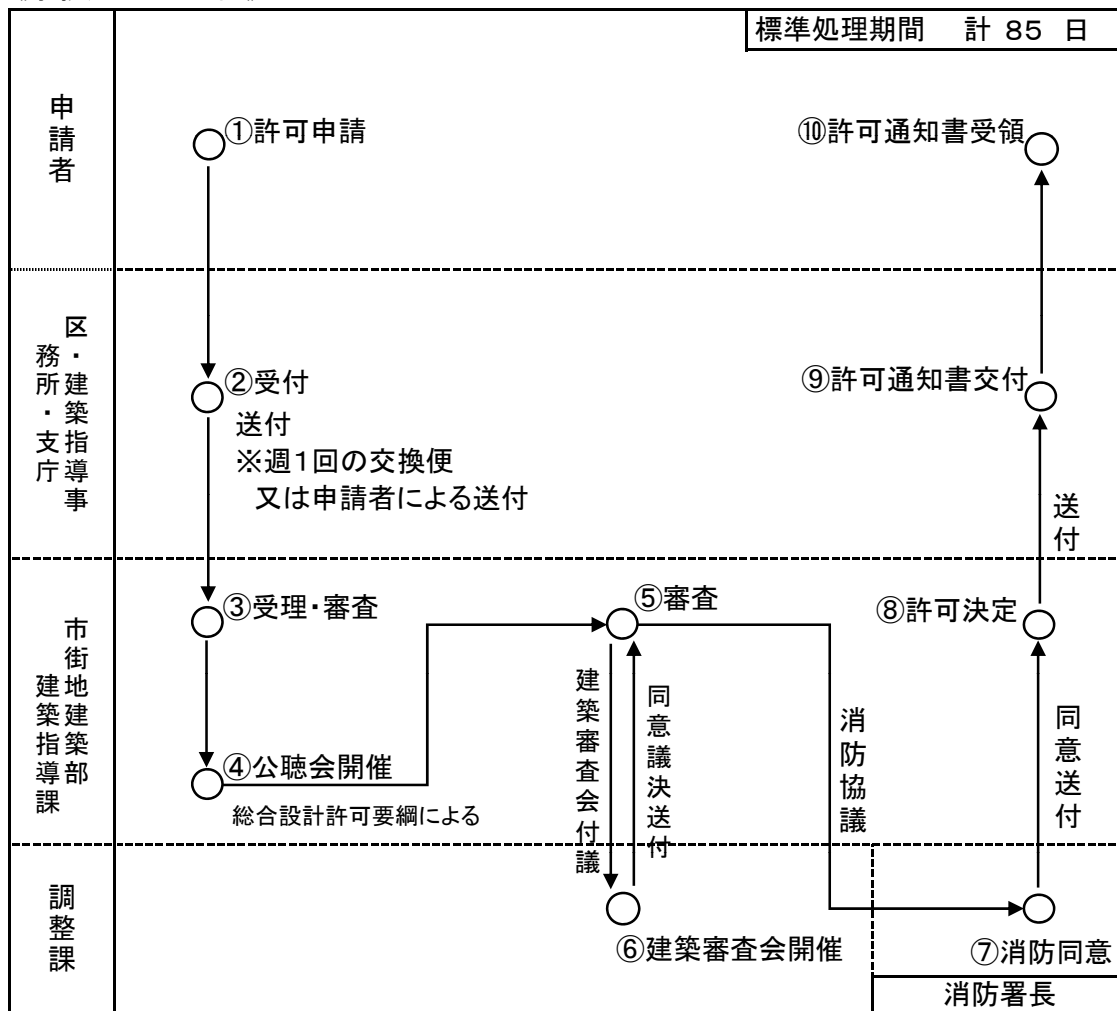


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 連たん建築物総合設計制度による許可

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課建築計画係 電話30-751

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(区、建築指導事務所、支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは、手数料を徴収の上、受け付けます。
3	受理・審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行い、必要に応じて、関係者の意見を聴するための公聴会を開催します。
4	公聴会開催	利害関係者の意見を聴するための公聴会を開催し、述べられた意見を整理します。
5	審査	公聴会で述べられた意見を踏まえて、許可することが相当であるか審査を行い、建築審査会へ許可の同意を得るため付議します。
6	建築審査会開催	許可することが妥当であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
7	消防同意	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
8	許可決定	建築審査会の同意及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い、許可通知書を作成します。
9	許可通知書交付	許可通知書を申請人に対し、交付します。
10	許可通知書受理	